

公共下水道

住みよい環境づくりをめざして

町では、平成16年4月以降に予定している公共下水道の一部供用開始に向け、このほど公共下水道条例等を制定しました。そこで、公共下水道について皆様にご理解をいただくため、今回から条例の主な内容についてシリーズで連載する予定です。

受益者負担金

私たちは、日常生活の中で台所やお風呂、洗濯、水洗トイレなど、様々な形で水を利用していています。しかし、こうして役に立った水も、そのまま川へ流すと水質が悪化して魚が住めなくなったり、悪臭や蚊、蠅を発生させる原因となります。

私たちは、これらを改善して豊かな水環境や快適な生活環境を築くために、下水道の整備を進めています。しかしながら、この下水道は、公園などのように誰でも利用できる施設とは異なり整備された地区のかただけが利用できる施設です。

受益者とは、下水道の整備により、下水道の恩恵を受ける人々のことをいいます。また、受益者負担金とは、下水道施設建設費の一部を受益者に負担していただく負担金のことです。

負担金の額

公共枘1基につき 20万円

納付時期

第1期 毎年 7月末日
第2期 毎年 1月末日

納付方法

4年分割、年2期の合計8回に分けて納めていただきます。また、受益者負担金は、現金または口座振替の方法により納付することができます。

納付する人(受益者)





原則的には、公共枘が取り付けられている土地の所有者が受益者(受益者負担金を納める人)となります。ただし、その土地に長期にわたり借地権(地上権質権)等が設定されている場合は、その権利者が受益者となります。

その他

受益者負担金を最初の納付期限までに、まとめて一度に支払うと一括納付報償金が交付されます。

受益者負担金は、排水設備工事の施工の有無に関係なく賦課されます。

受益者負担金の納付者(受益者)

例1	例2	例3	例4
			
居住者 A 家屋所有者 A 土地所有者 A	居住者 B 家屋所有者 A 土地所有者 A	居住者 B 家屋所有者 B 土地所有者 A	居住者 C 家屋所有者 B 土地所有者 A
納付者 A	納付者 A	納付者 B	納付者 B

例1、例2は土地の所有者。例3、例4は家屋の所有者が受益者となります。

公共下水道と諸制度

町では、公共下水道の普及推進を図り、もって、公共用水域にお



着々と進む明和水質浄化センター建設工事(左から主ポンプ棟、管理棟)